

地方分権改革に関する動向等について

◇ 最近の国の動向

平成25年

- 3月8日 地方分権改革推進本部（本部長：安倍晋三総理大臣）設置
- 4月12日 第1回地方分権改革有識者会議（座長：神野直彦東大名誉教授）開催
- 6月7日 第3次一括法成立
- 9月13日 「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」決定
- 12月10日 「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望（中間とりまとめ）」を有識者会議が決定
- 12月20日 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を閣議決定

平成26年

- 3月14日 第4次一括法案を国会提出
- 4月30日 「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を地方分権改革推進本部が決定
- 5月20日 地方分権改革に関する提案募集の開始（7月15日まで）

※第4次一括法案は「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」のうち法律事項を法案化。

◇ 本県の対応

- ・ 第4次一括法成立を見据え、国からの事務・権限の移譲に対して適切に対応を行う。
- ・ 地方分権改革に関する提案募集が5月20日より開始されたことを受け、事務・権限の移譲や規制緩和などの提案について検討中。

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣		主な経緯
宮澤内閣 (H3.11~H5.8)	H5.6	地方分権の推進に関する決議(衆参両院)
細川内閣 (H5.8~H6.4)	H5.10	臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)最終答申
羽田内閣 (H6.4~H6.6)	H6.2	今後における行政改革の推進方策について(閣議決定)
	H6.5	行政改革推進本部地方分権部会発足
村山内閣 (H6.6~H8.1)	H6.9	地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)
	H6.12	地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定)
橋本内閣 (H8.1~H10.7)	H7.5	地方分権推進法成立
	H7.7	地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔) (→ H13.7解散) ※ H8.3 中間報告 H8.12 第1次勧告 H9.3 第2次勧告 H10.1 第3次勧告 H11.26 第4次勧告 H12.11 第5次勧告 H13.6 最終報告
小淵内閣 (H10.7~H12.4)	H10.5	地方分権推進計画(閣議決定) ⇨
森内閣 (H12.4~H13.4)	H11.7	地方分権一括法成立 ⇨ 機関委任事務制度の廃止等
小泉内閣 (H13.4~H18.9)	H13.7	地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) (→ H16.7解散) ※H15.6三位一体の改革についての意見
	H14~17.6	骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 17.11 政府・与党合意 国庫補助負担金改革 税源移譲 地方交付税改革 三位一体改革
安倍内閣 (第1次) (H18.9~H19.9)	H18.6	地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)
	H18.7	骨太の方針(閣議決定)
福田内閣 (H19.9~H20.9)	H18.12	地方分権改革推進法成立
	H19.4	地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎) (→ H22.3解散) ※ H19.5 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方 H20.5 第1次勧告 H20.12 第2次勧告 H21.10 第3次勧告 H21.11 第4次勧告
鳩山内閣 (H21.9~H22.6)	H21.12	地方分権改革推進計画(閣議決定)
	H23.4	第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立
菅内閣 (H22.6~H23.9)	H23.8	第2次一括法成立
	H25.3	地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣)
野田内閣 (H23.9~H24.12)	H25.4	地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦)
	H25.6	第3次一括法成立

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）の概要

平成26年3月
内閣府地方分権改革推進室

1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）＜法律一覽＞

平成26年3月

国から地方公共団体（43法律）

内閣府関係

- 〔健康増進法（1条）〕
- 語大表示の禁止に係る勸告・命令

総務省関係

- 〔放送法（3条）〕
- 小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等

厚生労働省関係

- 〔児童福祉法（10条）〕
- 〔あんほマンサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（11条）〕
- 〔食品衛生法（12条）〕
- 〔理容師法（13条）〕
- 〔保健師助産師看護師法（15条1号）〕
- 〔身体障害者福祉法（15条2号）〕
- 〔診療放射線技師法（15条3号）〕
- 〔臨床検査技師等に関する法律（15条4号）〕
- 〔知的障害者福祉法（15条5号）〕
- 〔理学療法士及び作業療法士法（15条6号）〕
- 〔柔道整復師法（15条7号）〕
- 〔食鳥処理法（15条8号）〕
- 〔歯科衛生士法（16条）〕
- 〔社会福祉法（18条）〕
- 〔歯科技工士法（19条）〕
- 〔美容師法（21条）〕
- 〔調理師法（22条）〕
- 〔製菓衛生師法（27条）〕
- 〔視能訓練士法（29条1号）〕
- 〔臨床工学技士法（29条2号）〕
- 〔義肢装具士法（29条3号）〕
- 〔救急救命士法（29条4号）〕
- 〔言語聴覚士法（29条5号）〕
- 〔社会福祉士・介護福祉士法等（30条1、3号）〕
- 〔精神保健福祉士法（30条2号）〕
- 養成施設の指定・監督等

農林水産省関係

- 〔農産物検査法（35条）〕
- 登録検査機関（一部）の登録・監督

経済産業省関係

- 〔商工会議所法（38条）〕
- 商工会議所の定款変更の認可（一部）

国土交通省関係

- 〔中小企業等協同組合法（43条）〕
- 事業協同組合等（一部）の設立認可・監督
- 〔道路運送法（44条）〕
- 自家用有償旅客運送の登録・監督等
- 自動車運送事業（一部）に係る供用約款の認可等
- 〔自動車運送代行業適正化法（47条）〕
- 自動車運送代行業の認定等に係る同意・監督

環境省関係

- 〔土壌汚染対策法（48条）〕
- 指定調査機関（一部）の指定・監督

都道府県から指定都市（25法律）

内閣府関係

- 〔食品表示法（2条）〕
- 農林物資製造業者等への立入検査等

文部科学省関係

- 〔学校教育法（4条）〕
- 市町村立高等学校等の設置認可
- 〔市町村立学校職員給与負担法（5条）〕
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（附則15条）
- 〔義務教育費国庫負担法（8条）〕
- 〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（9条）〕
- 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等
- 〔文化財保護法（6条）〕
- 史跡勝跡天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等
- 〔博物館法（7条）〕
- 博物館の登録

厚生労働省関係

- 〔原簿福祉法（10条）〕
- 〔障害者総合支援法（33条）〕
- 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等
- 〔医療法（17条）〕
- 病院の開設許可
- 〔売春防止法（20条）〕
- 婦人相談所を指定都市も設置可能に
- 〔特別児童扶養手当法等の支給に関する法律（24条）〕
- 特別児童扶養手当の受給資格の認定
- 〔職業能力開発促進法（28条）〕
- 職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に
- 〔介護保険法等（31、32条）〕
- 介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等

農林水産省関係

- 〔原簿福祉法（10条）〕
- 〔障害者総合支援法（33条）〕
- 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等
- 〔医療法（17条）〕
- 病院の開設許可
- 〔売春防止法（20条）〕
- 婦人相談所を指定都市も設置可能に
- 〔特別児童扶養手当法等の支給に関する法律（24条）〕
- 特別児童扶養手当の受給資格の認定
- 〔職業能力開発促進法（28条）〕
- 職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に
- 〔介護保険法等（31、32条）〕
- 介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等

経済産業省関係

- 〔商工会議所法（38条）〕
- 商工会議所の定款変更の認可（一部）

国土交通省関係

- 〔公有水面埋立法（42条）〕
- 公有水面の埋立免許
- 〔都市計画法（45条）〕
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等
- 〔国土利用計画法（46条）〕
- 土地取引の規制区域の指定

農林水産省関係

- 〔農林物資の規格化等に関する法律（34条）〕
- 農林物資製造業者等への立入検査等
- 〔農地法（36条）〕
- 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可

経済産業省関係

- 〔探石法（37条）〕
- 岩石採取計画の認可
- 〔商工会議所法（38条）〕
- 商工会議所の定款変更の認可（一部）、事業状況等の報告の受理・警告等
- 〔工業用水法（39条）〕
- 工業用水の採取許可
- 〔砂利採取法（40条）〕
- 砂利採取計画の認可
- 〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（41条）〕
- 全国団体以外の商工会・商工会議所等の基礎施設計画の認定等

国土交通省関係

- 〔公有水面埋立法（42条）〕
- 公有水面の埋立免許
- 〔都市計画法（45条）〕
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等
- 〔国土利用計画法（46条）〕
- 土地取引の規制区域の指定

63法律（※）

（※）「国から地方公共団体」と「都道府県から指定都市」との重複（児童福祉法、医療法、介護保険法等（2法律）、商工会議所法）を整理。

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

1 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案等により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとし、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入する。

2 提案の対象

○ 従来、委員会勧告に基づき推進してきた、以下の項目に関する提案を対象とする。

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

② 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

○ 具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

① 全国的な制度改正に係る提案を対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等も対象とする。

（なお、提案団体のみに当面の規制緩和等を実施し、後に全国的な改革へと波及させる場合には、「構造改革特区」等の提案募集方式を活用することも可能である。）

- ②委員会勧告では対象としていない事項に係る提案も対象とする。
 - ・事務・権限の移譲の場合…委員会勧告では、出先機関の事務・権限を対象としてきたが、**本府省の事務・権限を対象とした提案も行うことができる。**
 - ・義務付け・枠付けの見直しの場合…委員会勧告では、自治事務に関して法律に基づくものを対象としてきたが、**法定受託事務に関するものや政省令、補助要綱等に基づくもの等についての提案も行うことができる。**
- ③現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案も対象とする。
- ④従来と同様に、**事務・権限の移譲等に関連する提案も対象とする。**
(実施例) 自家用有償旅客運送における実施主体の拡大など

3 提案主体

- 提案主体は、以下のとおりとする。
 - ① 都道府県、市区町村
 - ② 一部事務組合、広域連合
 - ③ 地方六団体、地方公共団体を構成員とする任意組織(例:ブロック単位の知事会、共通課題を有する複数の地方公共団体など)
- 広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、**庁内関係部局等からの意見を幅広く集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するよう求める。**

4 募集の方法及び時期

- ① 提案は、内閣府が受け付ける。
- ② 内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。
- ③ 提案主体に対して、制度改革の必要性(制度改革による効果、現行制度の具体的な支障事例など)等を示して提案するよう求める。
- ④ 募集は毎年少なくとも1回実施する。提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

5 提案を受けた政府の対応

- ① 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府が中心となり、関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやり取りを重ねる。
その際、地方六団体からも意見を聴取する。
- ② 特に重要と考えられる提案については、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進める。
- ③ 提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。
また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

6 提案に関する調整過程の公表

- ① 提案の内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果は、内閣府のホームページに掲載する。
- ② 実現しなかった提案については、次年以降の提案及び検討の参考とするため、提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

7 制度改革に係る情報発信

- ① 内閣府及び関係府省は、措置した制度改革について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。
- ② 内閣府は、国民が制度改革に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

